

特定非営利活動法人 久米の家 役員報酬に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人 久米の家 定款第 18 条の規定に基づき役員報酬並びに費用弁償等の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 役員報酬は総会の承諾を得て報酬を支給することが出来る。

(1) 報酬の額は総会において決定とした額とする。

(報酬の支給日)

第 3 条 役員報酬の支給日は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支払い)

第 4 条 役員報酬は、その金額を通貨で支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して

支払うものとする。

(費用弁償等)

第 5 条 役員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費等を支給する。

(補則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、社員総会が別に定める。

附則

1. この規程は平成 30 年 6 月 16 日より施行する